

市内事業者向け新型コロナウイルス感染症対策

物価高騰対策事業者支援金の支給

市は、市内に事業所などを置き、物価高騰の影響を受けている事業者に対して支援金を支給します。

●対象者 次の全ての要件に該当する事業者

▽令和4年6月30日以前から市内で事業を営んでおり、申請日以降も事業を継続する意思があること

▽事業「営業等」の収入があること（確定申告書などで確認できること）

◎次の場合は支給対象外です。
▽市新型コロナウイルス感染症院内感染対策支援金を支給された場合

▽法律に規定する「暴力団員等」、「性風俗関連特殊営業」およびそれらに類似する業種を営む事業者に該当する場合
▽宗教的または政治的活動を主たる目的としている場合

●支援金額 5万円

●個人・法人事業者一律。

※市内で複数の法人などを経営している場合、それぞれ申請可。

●申請方法 申請書兼請求書などの必要書類を市役所2階 商工観光課に提出ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り郵送で申請ください。

※申請書兼請求書は商工観光課で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。令和3年度の事業継続支援金を受給した事業者には、7月19日に申請書兼請求書を送付しました。

●必要書類

▽申請書兼請求書
▽市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し（法人登記簿謄本、営業許可証、開業届出書、登録証、チラシ、ホームページなどいずれか）

▽令和3年12月31日以前から市内で事業を営んでいる場合
Ⅱ確定申告書控えの写し（法人の場合は法人税確定申告書および法人事業概況説明書、

個人事業主の場合は、令和3年分の所得税確定申告書または令和4年度住民税申告書）

▽令和4年1月1日以降に市内で開業した場合Ⅱ直近3カ月分の売り上げが確認できる書類の写し

▽個人事業主の場合は本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、各保険証などいずれか）

▽振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できる部分）

▽チェックシート

※そのほか必要書類の提出を求める場合があります。

●申請期限 9月30日（金）

※郵送の場合は当日消印有効
●申込・問い合わせ先 商工観光課（☎372154）

〒976-8601 中村字北町63-3

ホームページは
ホペこちら



9月30日申請期限

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、さまざまな困難に直面する方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給しています。

対象となる方で未申請の方は、期限までに市役所1階社会福祉課で申請ください。

●申請期限 9月30日（金）

●留意事項 申告の修正などにより住民税非課税世帯となった場合など、個別の事情で対象となる可能性もあります。

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 社会福祉課（☎372205）

ホームページは
ホペこちら



9月30日申請期限

相馬市災害支援金

（令和4年福島県沖地震）

市は、令和4年福島県沖地震により被災した市民の皆さんに、1世帯当たり3万円の相馬市災害支援金を支給しています。

未申請の方は、期限までに市役所1階社会福祉課で申請ください。

●申請期限 9月30日（金）

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 社会福祉課（☎37-2205）



被災者生活再建支援金の申請期限

被災者生活再建支援金は被災者生活再建支援法に基づき、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活の再建を支援するものです。

市は、次の災害による申請を受け付けています。該当する方で未申請の方は早めに申請ください。

●対象となる災害と申請期限

災害名	申請期限	
	基礎支援金	加算支援金
東日本大震災	受け付け終了	令和5年4月10日
令和元年東日本台風	受け付け終了	令和4年11月11日
令和3年福島県沖地震	令和5年3月12日	令和6年3月12日
令和4年福島県沖地震	令和5年4月15日	令和7年4月15日

ホームページは
こちらから



●対象世帯の被災状況と支給金の額

同支援金は、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」があり、複数世帯、単数世帯によって支給金額が異なります。

※被災当時に単数世帯の場合は（ ）内の金額となります。

被災状況（対象世帯）	基礎支援金	加算支援金	
		建設・購入	補修
①全壊（住宅が全壊した世帯） ②半壊解体（住宅が半壊※または住宅の直下にある敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず全部解体した世帯） ※大規模半壊、中規模半壊を含む。	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円（150万円）
		補修	100万円（75万円）
		賃借（公営住宅を除く）	50万円（37.5万円）
③大規模半壊（住宅が大規模半壊した世帯）	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円（150万円）
		補修	100万円（75万円）
		賃借（公営住宅を除く）	50万円（37.5万円）
④中規模半壊（住宅が中規模半壊した世帯）	—	建設・購入	100万円（75万円）
		補修	50万円（37.5万円）
		賃借（公営住宅を除く）	25万円（18.75万円）

▽建設・購入とは、被災後の契約日であり、居室、風呂、トイレ、キッチン全てが備わっている住宅の建設・購入です。

▽補修とは、住宅の構造体や住宅設備に係る「基礎、壁、柱、屋根、床、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど」の補修です。被災住宅以外の住宅を生活の再建先として居住するために補修した場合も該当となります。

◎中規模半壊は、令和3年福島県沖地震から支給対象となりました。

●被災者生活再建支援金 Q&A

Q. 申請した被災者生活再建支援金は、いつ支給されますか？

A. 市は、受理した申請書を審査の上、県審査を経由し、同支援金を担当する都道府県センターに書類を送付しています。

申請受け付けから支給までの期間は、通常3～4カ月程度ですが、審査によっては追加の資料提出などが必要となり、さらに時間がかかる場合があります。

Q. 半壊の住宅の公費解体を申し込んだ場合、基礎支援金の半壊解体や加算支援金の建設・購入の申請は可能ですか？

A. 住宅が半壊でやむを得ない理由がある場合は、解体終了後に申請可能です。解体証明書や契約書の写しなどが必要です。

◎そのほかのよくある質問をQ&Aとしてホームページにも掲載しています。

【申請はこちら】

●場所 市役所 1階社会福祉課

●時間 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

●必要書類 ▽罹災証明書の写し▽振込先口座の通帳の写し

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先

社会福祉課（☎ 37-2204）

後期高齢者医療保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。保険料率は、各都道府県の広域連合が算定するもので、福島県では福島県後期高齢者医療広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。

●改定後の保険料率など

区分	令和3年度まで	令和4年度以降(増減)
均等割額	年額 43,300 円	年額 44,300 円 (+1,000 円)
所得割率	8.23%	8.48% (+0.25 ポイント)
保険料賦課限度額	640,000 円	660,000 円 (+20,000 円)

●改定後の均等割額軽減割合

均等割額軽減割合	令和3年度まで	令和4年度以降
7割軽減	年額 12,990 円	年額 13,290 円
5割軽減	年額 21,650 円	年額 22,150 円
2割軽減	年額 34,640 円	年額 35,440 円

令和4年度から5年度の保険料は、次のとおり改定されました。

- 改定後の保険料率など 上の表のとおり
 - ◎詳細は問い合わせください。
 - 均等割額の軽減 保険料率の改定にともない、均等割額の軽減後の保険料も変更されます。
- 軽減割合は次の表のとおりです。

●問い合わせ先 税務課 (☎372127)

令和4年度 個人事業税の納付

個人事業税は、県内に事務所、事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

令和3年分の所得について課税となる方には、令和4年度個人事業税の納税通知書を8月10日に発送しますので、納期限までに納付をお願いします。

●納期限 8月31日(水)

●留意事項

▽課税額が1万円を超える場合は、8月と11月の2回に分けて納付となります

▽所得税の確定申告時期などによって、納税通知書の発付時期が遅れることがあります。

●問い合わせ先 県相双地方振興局 (☎261126)

参加者募集

農作物の鳥獣被害予防と 狩猟免許取得希望者向け勉強会

市は、東日本大震災以降増加したイノシシなどによる農作物被害を減らすために、電気柵の設置補助や鳥獣被害対策実施隊と連携した有害鳥獣捕獲を推進しています。

その一環として農作物被害を予防する手法や狩猟免許の取得方法を学ぶ勉強会を開催します。農作物被害にお悩みの方、狩猟に興味のある方はぜひ参加ください。

●主な内容

▽市内の農作物の鳥獣被害

▽鳥獣被害対策の方法

▽狩猟免許取得までの流れ

※6月21日に開催した勉強会と同じ内容です。

●日時 9月8日(木) 18時～19時

●場所 市民会館和室

●参加費 無料

●申し込み方法 農林水産課に電話で申し込みください。

●申込期限 9月6日(火)

●申込・問い合わせ先 農林水産課 (☎372151)

8月10日(水) 11時 防災行政無線 情報伝達訓練の実施

●放送内容

- ①上りチャイム音
- ②「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し放送)
- ③「こちらは、防災そうま広報です」
- ④下りチャイム音

◎情報伝達訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)からの情報が防災行政無線で正常に受信できるか確認するために行うもので、全国一斉に行われます。

●問い合わせ先 地域防災対策室 (☎37-2121)

シルバー人材センター会員募集

そうま広域シルバー人材センターは、60歳以上で就業を希望する方を募集しています。同センターは、就業を通じて生きがいの充実や福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的とした公益法人で、会員（定年退職などの高齢者）に臨時的、短期的、軽易な仕事を提供しています。

就業中のケガや事故などの補償は、シルバー保険の対象となります。

◎詳細は問い合わせください。
●問い合わせ先 公益社団法人そうま広域シルバー人材センター（生涯学習会館内）（☎361283）



夏は食中毒に注意！

8月は食品衛生月間です

食中毒は毎日食べている家庭の食事でも発生します。特に夏は気温が高く、細菌が増えやすくなるため、食中毒が起きやすくなります。

食中毒の中には、重症化して命に関わるものもありますので、食中毒予防の3原則を実行し、夏を元気に乗り切りましょう。

●食中毒予防の3原則

- ▽菌をつけない＝こまめな手洗い、器具を清潔に保つ
- ▽菌を増やさない＝低温で保存する、調理したらすぐに食べる
- ▽菌をやっつける＝中心部まで十分に加熱する

●問い合わせ先 県相双保健所（☎26-1358）

参加者募集

戦没者遺児による

慰霊友好

親善事業

日本遺族会は、先の大戦で父などを亡くした戦没者遺児を対象に、父などが戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的に参加者を募集しています。

●参加費 10万円

- 実施地域 ▽西部ニューギニア▽トラック諸島▽パラオ諸島▽ボルネオ・マレー半島▽マリアナ諸島▽東部ニューギニア▽ビスマーク諸島▽ミャンマー・タイ▽ソロモン諸島▽フィリピン（二次）▽マーシャル・ギルバート諸島▽東部ニューギニア（特定地域）▽台湾・バシー海峡▽西部ニューギニア（特定地域）▽ミャンマー（特定地域）▽フィリピン（二次）▽中国
- 申込先 福島県遺族会（☎024-534-5877）
- ◎詳細は問い合わせください。
- 問い合わせ先 日本遺族会事務局（☎03-3261-5521）

こころの健康づくり

出前講座

県精神保健福祉協会相双支部は、精神保健福祉に関する知識の普及啓発および県民の心の健康の保持増進のため、研修会や講演会に講師を無料で派遣する「こころの健康づくり出前講座」を実施しています。

●対象者 相双地域に住所を有する個人や団体

※おおむね10人以上で、政治・宗教・営利活動に関する場合を除く。

●講座の内容

- ▽心の健康の基礎知識
- ▽職場における心の健康づくり
- ▽認知症、老年期の心の健康づくり
- ▽思春期の心の健康づくり
- ▽お酒と健康、アルコール依存症
- ▽災害と心の健康
- ▽そのほか、精神保健福祉に関すること
- 実施時間 1時間程度
- 原則、平日の9時～17時。
- 費用 無料
- 申し込み方法 開催希望日

の1カ月前までに申し込みください。

※講師などの都合により、日時を調整する場合があります。

●留意事項 講座実施の際は新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じてください。

●申込・問い合わせ先 県精神保健福祉協会相双支部事務局（☎261132）



相馬市公式ライン

@soma_city



【友だち登録方法】

LINE アプリ内の友だち検索で ID 検索を行う、または QR コードを読み込む。

◎市政情報のほか、緊急情報（災害、防犯情報など）などを随時発信しています。

8月26日～9月1日

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱える人権問題について、次のとおり電話相談を実施します。

相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は厳守しますので、気軽に相談ください。

●期間 8月26日(金)～9月1日(木)の7日間

●時間 8時30分～19時

※8月27日(土)、28日(日)は10時～17時。

●相談先 フリーダイヤル(☎0120-007110)

※強化週間以外の日(土・日曜日、祝日を除く)も、8時30分～17時15分の間、相談に応じていますので、利用ください。

●問い合わせ先 福島地方方法務局人権擁護課(☎024-534-1994)

おしごと相談会

ふくしま生活・就職応援センターは、就職について悩みを抱えている方を対象に、キャリアコンサルタントによる相談会を開催します。

ぜひ相談ください。

●日時 8月17日(水) 13時30分～15時30分

●場所 千客万来館研修室
※事前予約が必要です。

●申込・問い合わせ先 ふくしま生活・就職応援センター南相馬事務所(☎23-1239)

参加者募集

令和4年度
そうま市民セミナー

食と健康の

科学

正しい知識を身に付けて、美味しく食べて、美味しく飲んで健康に！

身近に見聞きする食と健康の科学について、果物や野菜を中心に最新の知見をもとに正しく分かりやすく解説します。

無料でどなたでも受講できますので、ぜひ参加ください。

●日時 9月2日(金) 10時～12時

●場所 中央公民館2階ホール

●講師 升本早枝子氏(福島大学准教授)

●定員 30人

●申込期限 8月26日(金)

●申込・問い合わせ先 中央公民館(☎372-198)



わくわくランドイベント情報

夏の パステル画 教室

顔料を粉末状にし、粘着剤で固めた画材を使用して、夏をイメージしたパステル画を描きます。

ぜひ参加ください。

●日時 8月21日(日)

①10時30分～12時
②13時30分～15時

●場所 わくわくランド多目的ホール

●対象者

①5歳以上小学生までのお子さん
②中学生以上

●定員

①10組20人
②15人

●講師 高橋まえこ氏(日本パステルホープアート協会パステル和アートインストラクター)

●参加費

①1組200円
②1人200円

●申し込み方法 電話による先着受け付け。

※8月9日(火) 10時受け付け開始。

●留意事項 悪天候や新型コロナウイルス感染症などにより中止する場合があります。

●申込・問い合わせ先 相馬共同火力発電株式会社社新地発電所内わくわくランド(☎624722)

▽開館時間 10時～16時
▽休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)

▽開館時間 10時～16時
▽休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)



作品のイメージ